令和８年度版

御 坊 市 の 環 境



御　坊　市



市　　章

昭和２９年６月の制定。
波型は「ごぼう」の頭文字を現し、
水産業海運業の盛んなることを示す。
▲型は木の国を表現して林産業の盛ん
なることを示す。

御坊市民憲章

私たち御坊市民は、日高川を母とする豊かな自然の恵みにこたえ、なによりも人権を重んじ、文化を高め、進んで調和のとれた産業をおこし、紀中の中核都市にふさわしい、生きがいのある住みよいまちをつくるため、ここに市民憲章をさだめます。

１　自然を守り育て、ごみのないきれいなまちをつくります。
１　教養を深め、健康でこころ豊かなくらしにつとめます。
１　仕事にはげみ、明るい家庭と職場をきずきます。
１　きまりをよく守り、人に迷惑をかけない市民になります。
１　たがいに助け合い、御坊へくる人を親切に迎えます。

市の花木　ハマボウ（黄槿）

平成６年４月１日制定。アオイ科の低木で高さ３～５m、７～８月に黄色い花が咲きます。日高川河口付近に数多く植生し、本市の風土を代表する花木です。

市の花　こぎく

昭和５６年４月１日制定。赤・白・黄・紫など色彩豊かな花が四季を通じて咲き、落ち着いた香りを漂わせます。美しく慎ましい庶民性と強い生命力は、本市のシンボルにふさわしい花です。

市の木　クロガネモチ

平成６年４月１日制定。沿岸地方に多く植生しています。排気ガスなどや潮風にも強く、日陰に耐える陽樹です。また、栽培がやさしく、庭木や公園樹などに適しており、本市の緑化の一翼を担うにふさわしい木です。

はじめに



近年、気候変動の影響は世界各地で顕在化しており、異常気象はもはや「異常」ではなく「日常」になりつつあります。

国連環境計画（ＵＮＥＰ）が警告したように、早急に行動を起こさなければ今世紀末に破滅的な気温上昇を招くという地球温暖化はもはや「待ったなし」の危機的状況にあります。

我が国においても、連日のように発表される熱中症警戒アラートや、局地的な大雨・台風の激甚化など、地球温暖化がもたらす影響は私たちの命や暮らしを直接脅かすものとなっています。実際、近年の日本の夏の平均気温は過去最高水準で推移しており、記録的な猛暑が常態化しています。

このような「気候危機」とも呼ぶべき事態の進行を食い止めるためには、私たち一人ひとりが事態の深刻さを自分事として捉え、未来の世代に美しい環境を引き継ぐために、手を取り合って対策に取り組むことが何より重要です。

本市においては、豊かな自然を守り育て、次代に引き継ぐ環境づくりを目指して、水環境を保全するための農業集落排水事業や公共下水道事業の実施、合併処理浄化槽の設置支援に加え、温室効果ガスを抑制するための家庭用照明のＬＥＤ化、省エネ性能に優れた家電製品（エアコン・冷蔵庫）への買換えを促進するための助成制度の創設など、市民生活の中で環境負荷を低減する施策を進めているところです。

また「御坊市役所第３次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、市役所の事務・事業に関して温室効果ガスの排出量の削減等に取り組むとともに、令和７年度に策定した市民・事業者・行政が一体となって対策を行うための「御坊市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき、国の目標である「2030 年度までに 2013 年度比で温室効果ガス排出量 46%削減」を目指し、省資源や温室効果ガスの排出抑制に向けた取り組みをより一層進めてまいります。

この「御坊市の環境」は、令和７年度に本市が取り組んだ環境施策や本市を取り巻く環境状況について調査した結果を取りまとめたものです。

本書を通じて、環境の価値や保全、そして本市の環境行政に対する関心や理解が深まり、日常生活や事業活動の中で環境に配慮した取り組みを実践する一助になることを願います。

令和８年９月

御坊市長　三　浦　源　吾

目　　次

第 1 章　御坊市の概要

第 1 節　地　　勢 …… 1
第 2 節　人口の推移 …… 2
第 3 節　土地の状況 …… 3
第 4 節　市の産業構造 …… 3
第 5 節　環境行政と施策 …… 4
1　行政組織図 …… 4
2　環境行政機構 …… 5
3　環境行政組織の変遷 …… 5
4　市民環境課事務分掌 …… 5
5　公害対策審議会及び委員名簿 …… 6
6　環境調査の活動状況 …… 8

第 2 章　大 気 汚 染

第 1 節　大気汚染の概要 …… 9
第 2 節　大気汚染監視測定 …… 9
1　常時監視測定体制 …… 9
2　大気汚染測定局と測定項目 …… 10
3　各測定局設置場所 …… 10
4　発生源監視事業所施設と監視項目 …… 10
第 3 節　大気汚染の現況 …… 13
1　二酸化硫黄（SO_2） …… 13
2　窒素酸化物（NO_X） …… 19
3　浮遊粒子状物質（SPM） …… 26
4　微小粒子状物質（PM2.5） …… 32
第 4 節　酸性雨の調査 …… 34
第 5 節　大気汚染に係る環境基準について …… 39

第 3 章　水 質 汚 濁

第 1 節　市内主要河川の水質調査 …… 41
第 2 節　水質汚濁に係る環境基準 …… 51
第 3 節　水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定 …… 52
第 4 節　水生生物による水質調査 …… 57

第 ４ 章　騒音・振動
第 １ 節　騒音 …… ５９
第 ２ 節　環境騒音 …… ６０
第 ３ 節　騒音に係る環境基準 …… ７１
第 ４ 節　振動 …… ７２

第 ５ 章　公 害 苦 情
第 １ 節　公害苦情の受理・処理状況 …… ７３

第 ６ 章　ご み 処 理
第 １ 節　沿革 …… ７５
第 ２ 節　ごみの収集、運搬、処理の現況 …… ７６
１　６種分別へ …… ７６
２　指定ごみ袋制 …… ７６
３　処理施設の概要 …… ７７
第 ３ 節　ごみ収集量 …… ７８
１　ごみの収集量の推移 …… ７８
２　ペットボトルのリサイクル状況 …… ８１
第 ４ 節　啓発・普及活動 …… ８２
１　分別収集の徹底・協力 …… ８２
２　ごみ減量化・再利用の推進 …… ８２
３　不法投棄禁止・ポイ捨て禁止の取り組み …… ８２
４　市内の環境美化の取り組み …… ８２
５　循環型社会の形成に向けて …… ８２
第 ５ 節　市内一斉クリーン大作戦 …… ８３
第 ６ 節　廃乾電池の処理について …… ８４
１　概　要 …… ８４
２　回収状況 …… ８５
第 ７ 節　家電リサイクル・家庭系パソコンリサイクル・小型家電リサイクル …… ８６
１　家電リサイクル …… ８６
２　家庭系パソコンリサイクル …… ８６
３　小型家電リサイクル …… ８６

第 ７ 章　し 尿 処 理
第 １ 節　し尿の収集・処理の現況 …… ８７
第 ２ 節　し尿処理施設の概要 …… ８７
１　し尿処理施設の概要 …… ８７
２　農業集落排水処理施設の概要 …… ８８

３　公共下水道処理施設の概要 …… ８９
第３節　し尿処理量の推移 …… ９０
１　御坊クリーンセンターの処理量 …… ９０
２　塩屋浄化センターの処理量 …… ９１
第４節　浄化槽設置の推進 …… ９２

第８章　地球温暖化対策
第１節　地球温暖化防止への取組み …… ９３
第２節　御坊市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編） …… ９３
第３節　温室効果ガスの総排出量について …… ９５
第４節　実行計画の結果について …… ９５
第５節　御坊市地球温暖化対策実行計画（区域施策編） …… ９５
第６節　脱炭素社会に向けた取組み …… ９６

第９章　参考資料
１　御坊市公害対策審議会条例 …… ９７
２　排水基準等 …… ９９
３　水質汚濁防止法第３条の規定に基づく排水基準等を定める条例 …… １０１
４　御坊市における騒音規制法に基づく騒音の規制地域、規制基準等 …… １０３
５　自動車騒音の限度 …… １０４
６　御坊市における振動規制法に基づく振動の規制地域、規制基準等 …… １０５
７　道路交通振動の限度 …… １０６
８　特定建設作業に係る規制基準（騒音） …… １０７
９　特定建設作業に係る規制基準（振動） …… １０８
１０　深夜の飲食店営業等に対する騒音規制基準 …… １０９
１１　御坊市役所地球温暖化対策実行計画推進会議設置要綱 …… １１１
「御坊市役所地球温暖化対策実行計画推進会議」推進体制 …… １１２
１２　御坊市地球温暖化対策実行計画推進協議会設置条例 …… １１３
「御坊市地球温暖化対策推進協議会」推進体制 …… １１４
１３　主な環境用語の解説 …… １１５
１４　ごみの分け方一覧表 …… １２８